

日本小学生バドミントン連盟 役員選出規程

平成 19 年 5 月 19 日施行

平成 20 年 5 月 17 日改定

平成 25 年 5 月 18 日改定

1. 日本小学生バドミントン連盟（以下「本連盟」という）は、本連盟規約第 6 章「役員」に基づき、本連盟役員を選出規程を定める。
2. 本規程に基づいて選出する役員は次の通りとする。

| | |
|---------|--------------|
| ①会長 | 1 名 |
| ②副会長 | 若干名 |
| ③地区代表理事 | 9 名 |
| ④会長推薦理事 | 若干名 |
| ⑤代議員 | 都道府県の代表者 1 名 |
| ⑥監事 | 2 名 |

《 役員選考委員会 》

3. 役員候補者を選出するために、任期満了 2 ヶ月前以前に役員選考委員会を組織する。
 - (1) 役員選考委員会は、現職役員の中から理事会において選出された委員により構成する。
 - ① 正副会長から 1 名
 - ② 常任理事から理事長を含め 3 名
 - ③ 地区代表理事から 3 名
 - ④ 選考委員長は①から選出された委員とする。
 - (2) 役員選考委員会は、「2.」①②④⑥の候補者を選出する。
 - (3) 現職地区代表理事は、各地区から選出された「2.」③の候補者を役員選考委員長に届け出る。
 - (4) 役員選考委員長は、理事会及び総会において、(2) (3)の候補者を提案し、承認を得る。
 - (5) 役員選考委員会は、総会での新役員承認後、解散する。

《 理事長・副理事長・常任理事 》

4. 理事長、副理事長及び常任理事は、総会での理事選出後の理事会において、理事の互選により選出する。なお理事長・副理事長を含む常任理事の数は理事総数の 1/2 を超えない範囲とし、地区代表理事からの互選による 2 名を含むものとする。

《 代 議 員 》

5. 「2.」⑤の代議員は、毎年度当初に加盟団体から提出される規定の登録用紙（「登録規定」3. (2) ①）により、各都道府県から届け出された各都道府県の代表者とする。

《 監 事 》

6. 「2.」⑥の監事は、①～⑤の役員との兼任を認めない。